

議案第 1 2 号

渋川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

渋川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「特別職員」を「特別の職員」に改める。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、日額の報酬を受ける特別職の職員が同一の日に 2 以上の公務に従事し、かつ、当該公務が一体の公務として認められるときは、いずれか一方の報酬を支給する。ただし、それらの報酬の額が異なるときは、そのうち最も高い額を支給する。

第 5 条第 1 項中「職を」を「職員を」に改める。

別表の 3 の表中「学校給食調理場運営委員会委員」を「学校給食共同調理場運営委員会委員」に、「文化財調査委員会委員」を「文化財調査委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

報酬の支給方法に関する規定を整理するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者（この条例以外の条例で報酬及び費用弁償を規定されている者を除く。）及び特別職の職員以外の<u>特別の職員</u>に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第3条 特別職の職員の報酬が日額又は回数で定められている場合の支給方法は、公務に従事した日数又は回数に応じて、公務に従事した後に支給する。</p> <p><u>2 前項の場合において、日額の報酬を受ける特別職の職員が同一の日に2以上の公務に従事し、かつ、当該公務が一体の公務として認められるときは、いずれか一方の報酬を支給する。ただし、それらの報酬の額が異なるときは、そのうち最も高い額を支給する。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p>（重複給与の禁止）</p> <p>第5条 市長、副市長及び議会の議員が別表に掲げる特別職の職員を兼ねるときは、当該特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 日額報酬</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: right;">6, 8 0 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0	（略）		<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者（この条例以外の条例で報酬及び費用弁償を規定されている者を除く。）及び特別職の職員以外の<u>特別職員</u>に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第3条 特別職の職員の報酬が日額又は回数で定められている場合の支給方法は、公務に従事した日数又は回数に応じて、公務に従事した後に支給する。</p> <p><u>2</u> （略）</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p>（重複給与の禁止）</p> <p>第5条 市長、副市長及び議会の議員が別表に掲げる特別職の職を兼ねるときは、当該特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 日額報酬</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: right;">6, 8 0 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0	（略）	
区分	報酬額												
固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0												
（略）													
区分	報酬額												
固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0												
（略）													

学校給食共同調理場運営委員会委員	6, 1 0 0
(略)	
文化財調査委員	6, 1 0 0
(略)	

4 (略)

学校給食調理場運営委員会委員	6, 1 0 0
(略)	
文化財調査委員会委員	6, 1 0 0
(略)	

4 (略)